

～園芸用出荷資材価格高騰対策事業のご案内～

宮城県では、園芸作物流通に係る出荷資材価格が高騰していることから、県内の園芸生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、**令和3年度から増加した出荷資材費の一部を支援します。**

1 支援対象

【事業実施主体】

- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し(4)と(5)を満たす者
- (1) 農業協同組合
 - (2) 取組主体の要件を満たす農業法人
 - (3) その他営農集団(3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る)
 - (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと
 - (5) 県税に未納がないこと

【取組主体】

- 次の(1)から(3)までを全て満たす者
- (1) 県内における園芸作物の栽培面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者
 - (2) 暴力団又は暴力団員等でないこと
 - (3) 県税に未納がないこと

2 支援内容

(1) 高騰した園芸用出荷資材費の補助

令和6年度の園芸作物流通に係る出荷資材費のうち、令和3年度から増加した経費の一部を補助。

【補助金額の算出方法】(千円未満切り捨て)

補助金額 = 【令和6年度(※1)の出荷資材費(税抜き)】 × 0.119(※2) × 1/2 (補助率)

※1: 出荷資材費は支払実績をもって算出することとし、令和7年1月から3月までの出荷資材費は前年同月の支払実績をもって算出する(令和6年1月から12月までの支払実績で算出する)

※2: 令和6年度の出荷資材費に対する令和3年度から増加した経費の割合(農林水産省「農業物価統計」をもとに県が算出)

【補助下限額】

補助下限額: 取組主体1戸あたり20,000円(補助金額が19,999円以下の場合には補助対象外)

※令和6年の園芸用出荷資材の支払金額(税込み)で369,747円以下の場合には補助対象外。

※予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。

【補助対象となる園芸用出荷資材】

園芸作物を出荷するために必要な段ボール、包装フィルム、トレー、袋、パック、フルーツキャップ、緩衝材、ネット、テープ、シール等の消耗品
※複数年使用できる資材は対象外(鉄コンテナ、プラスチックコンテナ、パレット等)

【事例】

園芸用出荷資材に係る令和6年1月～12月の支払実績が4,321,000円(税抜)の場合

補助金額 = 4,321,000円(税抜) × 0.119 × 1/2 = **257,000円**(千円未満切り捨て)

※実際の補助金額算出にあたっては **園芸用出荷資材支払状況報告書(別記様式第2号)** をご活用ください(支払金額の入力により自動計算されます)

(2) 事務的経費の補助

※対象: 事業実施主体(ただし農業法人単独での申請は対象外)

本事業を実施するために直接必要な経費を補助(事業実施主体が本来業務で行うべきものを除く)

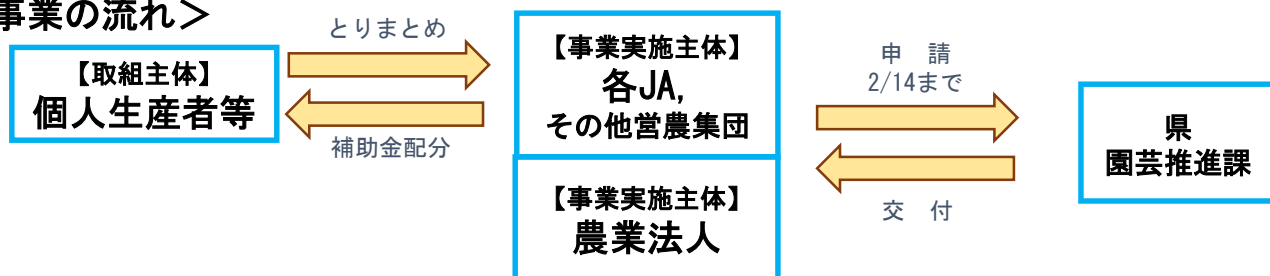
【補助対象経費】

旅費、役務費、使用料、通信費、消耗品費、人件費、その他経費

【補助率】

(1)の事業で申請する**補助対象経費の3%以内**(千円未満切り捨て)

<事業の流れ>



主なQ&A

Q1. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A1. 取組主体には、事業実施主体（JA等）を通じて補助金を配分します（農業法人が単独で申請する場合は農業法人に直接交付）。申請方法とスケジュールは以下のとおりです。

- ①令和7年2月14日まで：事業実施主体（JA等）から県園芸推進課に交付申請
- ②令和7年2月末頃：交付決定（額の確定）
- ③令和7年3月上中旬頃：県から事業実施主体（JA等）への補助金の支払い

(1) 取組主体（個人生産者等）が事業実施主体（農業協同組合等）を通じて申請する場合

事業実施主体（JA等）から県への申請資料	取組主体（個人生産者等）→事業実施主体（JA等）
<ul style="list-style-type: none">・交付申請書（別記様式第1号）・園芸用出荷資材支払状況報告書 （別記様式第2号-1、別記様式第2号-2）・出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）・宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）・事務的経費の内容が確認できる証拠書類・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの） <p>※ 赤字：取組主体から取りまとめる資料</p>	<ul style="list-style-type: none">・園芸用出荷資材支払状況報告書 （別記様式第2号-2）・出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し <p>※農業協同組合から販売実績のある出荷資材については、農業協同組合がまとめて資料作成することも可能としますが、農業協同組合以外から購入した出荷資材について申請する場合は、農業協同組合が指定する期日までに上記資料の提出が必要です。</p>

(2) 農業法人が単独で申請する場合（農業協同組合から資材購入していない場合）

農業法人から県への申請資料
<ul style="list-style-type: none">・交付申請書（別記様式第1号）・園芸用出荷資材支払状況報告書（別記様式第2号-2）・出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類（領収書等）の写し・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）・宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）

Q2. 証拠書類に経費内訳の記載がない場合は補助対象となるか？

A2. 「出荷資材経費一式」や「出荷手数料」など、経費の内訳が明らかでない場合は補助対象外となります。購入先に経費内訳を確認し、その内容を証拠書類に添付又は手書きで記載願います（記載例：支払金額100,000円のうち、段ボール分が70,000円であることを支払先に確認済み）。

Q3. 出荷資材の支払いが令和7年になる場合は補助対象外か？

A3. 出荷資材の支払いが令和7年になる場合は補助対象外です。令和6年中に納品されていても、支払いが令和7年になる場合、納品後に返品や割引があると、補助金を過剰に交付することになるため、令和6年1月から12月までに支払実績があるものを補助対象とします。

※ その他、ご不明点は下記お問い合わせ先にご連絡ください

問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 園芸振興班

TEL：022-211-2843 FAX：022-211-2849 E-mail：engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp

又は事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部